

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外184名

1 審被告 関西電力株式会社

準備書面 (40)

平成29年11月16日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1 審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



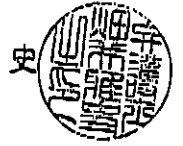
弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 畑 井 雅



弁護士 坂 井 俊



弁護士 山 内 喜



弁護士 谷 健 太



弁護士 中 室



目 次

第1	1 審原告ら控訴審第36準備書面に対する反論	4
第2	1 審原告ら控訴審第37準備書面に対する反論	7
第3	ミサイル攻撃への対処の枠組み	7
1	国民保護法	7
(1)	武力攻撃事態等	8
(2)	対処の枠組み	8
2	事態対処法	9
3	小括	10
第4	1 審原告らの主張に対する反論	10
1	人格権に基づく差止請求の要件としての具体的危険性	10
2	本件発電所にミサイル攻撃の具体的危険が切迫しているとはいえないこと	11
(1)	1 審原告らの主張	11
(2)	1 審被告の反論	11
第5	まとめ	17
第6	結語	17

本書面は、平成29年11月1日付1審原告ら控訴審第36準備書面（以下、「1審原告ら控訴審第36準備書面」といい、他の書面もこの例による）及び1審原告ら控訴審第37準備書面に対して反論するものである。以下では、第1において、1審原告ら控訴審第36準備書面に対する反論を行い、第2ないし第5において、1審原告ら控訴審第37準備書面に対する反論を行う。

第1 1審原告ら控訴審第36準備書面に対する反論

- 1 1審原告らは、平成29年1月20日に高浜発電所構内で発生したクレーンの倒壊事故を取り上げて、原子力発電所の運転に携わる事業者には、どのようなリスクにも先回りして慎重を期す態度が求められるが、1審被告に見られるのはそれとは対極の油断の態度のみであるとして、安全意識が欠如していると主張している。また、1審被告の技術的能力が欠如していることは、1審原告ら控訴審第23準備書面で論じているなどとして、大飯発電所3,4号機（以下、「本件発電所」という）には過酷事故を引き起こす具体的危険性が認められるなどとも主張する。
(1審原告ら控訴審第36準備書面1~14頁)

この点、上記1審原告らの主張は、1審原告ら控訴審第23準備書面における主張と実質的には同様のものであり、以下のとおり、かかる主張には理由がない。

- 2 まず、1審被告準備書面(39)21~25頁で詳述したとおり、原子炉等規制法43条の3の6第1項2号においては「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」があることが、同項3号においては「その者に重大事故・・・の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること」が、原子炉設置許可の基準として定められている。そして、同項2号の要件については、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」が、また、同項3号の要件については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(乙120)

が、それぞれ定められている。(乙113, 15~16頁)

- 3 1審被告は、上記2を踏まえて、平成25年7月、原子力規制委員会に対して、本件発電所に係る原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請を一括して行った。これを受けて、原子力規制委員会は、本件発電所の新規規制基準への適合性について審査するため、専門的知見を有する担当委員、職員等が出席する審査会合を開いたほか、原子力規制庁事務局によるヒアリングも行った。そして、原子炉設置変更許可申請に対する審査結果を取りまとめた審査書案については、科学的・技術的意見の募集(パブリックコメント)が行われ、上記審査書案はこれらの意見を踏まえて一部修正された上で、平成29年5月24日の第10回原子力規制委員会に付議され、同日、原子炉等規制法第43条の3の6第1項2号及び3号に定める必要な技術的能力を有しているとの判断もされた上で、本件発電所に係る原子炉設置変更許可がなされた(乙236)。また、平成29年8月25日には工事計画認可が、平成29年9月1日には保安規定変更認可がなされた。さらに、1審被告は、平成29年8月28日に使用前検査申請を行い、同検査に係る手続が進められているところである。
- 4 これらの許認可により、原子力規制委員会によって、本件発電所の新規規制基準への適合性が確認された。そして、1審被告の技術的能力についても、原子力規制委員会の厳格な審査を経て確認されている(乙235, 4~9頁, 245~252頁, 261~411頁)。
- 5 また、1審被告は、1審被告準備書面(17)58~59頁で述べたとおり、本件発電所の安全を達成・維持・向上させるため、社団法人日本電気協会が策定した『原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)』に基づき、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムを確立し、発電所の安全に関わる全ての活動において、業務を計画し(Plan)、実施し(Do)、評価し(Check)、改善する(Act)、いわゆる「PDCA」活動による品質保証活動を行うとともに、発電所の運営に携わる所員の資質の維持向上のため継

統的な教育・訓練を実施するなどして、安全意識の更なる向上に取り組んでいる。

- 6 このように、1審被告は、原子力発電所の運転をするに必要かつ十分な技術的能力を有し、安全意識の向上にも精力的に取り組んでいるのであるから、1審原告らの上記主張には全く理由がない。

なお、1審被告は、1審原告らが主張している高浜発電所構内で発生したクレーンの倒壊事故について原因調査を行い、当該調査結果を踏まえて、事前に気象悪化情報を把握し、安全措置の実施状況を確認するなどのリスク管理の強化等の対策を取り纏めて、原子力規制庁等に報告を行った。そして、1審被告は必要な対策を既に実施している。（甲502の1及び2，甲510，甲511）

第2 1 審原告ら控訴審第37準備書面に対する反論

1 1 審原告らは、1 審原告ら控訴審第37準備書面において、北朝鮮のミサイルにより本件発電所が攻撃を受けた場合、1 審原告らを含む日本国民が被る損害は甚大かつ致命的であるため、少なくとも破壊措置命令が継続している間は本件発電所の運転は中止しておくべきであると主張する。

2 1 審原告らの上記主張は、北朝鮮からのミサイル攻撃を問題視するという意味で、1 審原告ら控訴審第22準備書面46頁における主張と実質的には同様のものである。

1 審被告は、かかる1 審原告らの主張に対して、1 審被告準備書面(31)73~74頁において、大規模テロ攻撃については、一般に「緊急対処事態」等として、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下、「国民保護法」という)等に基づき、国が対策本部を設置して、原子力災害への対処、放射性物質による汚染への対処等にあたること、1 審被告としては、同法に基づき定めている国民保護業務計画(乙149)に則って、国と連携して対処するという法的枠組みを説明した。

3 ところで、上記「緊急対処事態」には、後日「武力攻撃事態」であるとの認定が行われることとなる事態が含まれるとされている(「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下、「事態対処法」という)22条1項)。

そこで、以下では、特に「武力攻撃事態」の観点から、北朝鮮のミサイル攻撃への対処に関して、改めてその法的枠組みを説明するとともに(下記第3)、1 審原告ら控訴審第37準備書面に対して必要な範囲で反論する(下記第4)。

第3 ミサイル攻撃への対処の枠組み

1 国民保護法

国民保護法は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び

財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し必要な事項を定めることにより、事態対処法と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としている（国民保護法1条）。

(1) 武力攻撃事態等

ここで、「武力攻撃」とは、「我が国に対する外部からの武力攻撃」と定義され（国民保護法2条1項、事態対処法2条1号）、弾道ミサイル攻撃等が想定されている（国民保護法32条2項2号、乙275、「国民の保護に関する基本指針」11～13頁）。

また、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態は「武力攻撃事態」、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態は「武力攻撃予測事態」と定義され、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を合わせて「武力攻撃事態等」と定義されている（国民保護法2条1項、事態対処法1条、2条2号及び3号）。

なお、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む）で、国家として緊急に対処することが必要なものは、「緊急対処事態」と定義されている（国民保護法172条1項、事態対処法22条1項。上記第2）

(2) 対処の枠組み

国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、

国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関（原子力発電事業者はこれにあたる。国民保護法 2 条 1 項、事態対処法 2 条 7 号、同法施行令 3 条 37 号イ）が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（国民保護法 3 条 1 項。緊急対処事態について、同法 172 条 1 項）。

このような責務及び国民保護法 32 条から 35 条までの定めを受けて、政府は、「国民の保護に関する基本指針」（乙 275）を定め、原子力規制委員会等の指定行政機関（国民保護法 2 条 1 項、事態対処法 2 条 5 号、同法施行令 1 条）及び地方公共団体は、国民保護計画を定めている（緊急対処事態について、国民保護法 183 条、32～35 条）。

また、原子力発電事業者等の指定公共機関は、武力攻撃事態等においては、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有している（同法 3 条 3 項。緊急対処事態について、同法 172 条 3 項）。このような責務及び同法 36 条の定めを受けて、指定公共機関は、「国民の保護に関する基本指針」（乙 275）に基づき、その業務に関し、国民保護業務計画を定めている（1 審被告につき、乙 276（1 審被告が平成 29 年 6 月に乙 149 を改訂したもの））。

2 事態対処法

事態対処法は、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的としている（同法 1 条）。そして、国は、武力攻撃事態等において、組織及び機能の全てを挙げて、これらの事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を負い（同法 4 条 1 項）、この責務を果たすため、関係

機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとされている（同法4条2項）（緊急対処事態について、同法24条、4条1項及び2項）。

3 小括

これらの法令等により、日本に対する外部からのミサイル攻撃に対しては、国の主導の下、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が連携協力して、必要かつ適切な措置を講じる制度的枠組みが整備されている。

このような法的枠組みを踏まえて、下記第4では、1審原告ら控訴審第37準備書面に反論する。

第4 1審原告らの主張に対する反論

1 人格権に基づく差止請求の要件としての具体的危険性

(1) 1審原告らは、北朝鮮による本件発電所に対するミサイル攻撃の可能性が否定できない以上、放射性物質が大量に拡散される危険性があるとして、人格権に基づいて本件発電所の運転差止を求めているところ、人格権に基づく妨害予防請求権を検討する場合には、人格権侵害の「具体的危険性」が存在することが必要であるとされている（1審被告準備書面（1）34～35頁，同控訴理由書8～9頁）。

すなわち、本件発電所の運転を継続する（運転を停止しない）ことに伴って、いかなる機序でどのような人格権侵害の具体的危険が生じ、これにより、1審原告らにどのような被害が生じるのかが具体的に明らかにされなければ、1審原告らの請求は認められるものではない。

(2) 以上を北朝鮮からのミサイル攻撃という観点に即して述べると、(i) 北朝鮮が本件発電所をミサイル攻撃の対象として選定し、(ii) このミサイル攻撃を実行に移す具体的危険が切迫していること、(iii) 仮にこのミサイル攻撃が実行に移されたとした場合、本件発電所に命中する蓋然性が高いこと、(iv)

仮に攻撃が命中したとした場合、本件発電所のどの設備にどのような被害が発生し、その結果、どのようにして1審原告らの人格権を侵害するのかが明らかにされなければならない。

この点、以下で述べるとおり、そもそも北朝鮮が本件発電所をミサイル攻撃の対象として選定し、このミサイル攻撃を実行に移す具体的かつ現実的な危険が切迫している（上記（i）（ii））とは到底いえない。

2 本件発電所にミサイル攻撃の具体的危険が切迫しているとはいえないこと

（1）1審原告らの主張

ア 1審原告らは、日本政府は、北朝鮮からのミサイル攻撃の危険性を公式に認定し、自衛隊法82条の3第1項に基づき、ミサイルに対する破壊措置命令を常時発令していることから、日本政府は弾道ミサイルが我が国に飛来し、人命又は財産に対し、被害が発生するおそれが常に存在していることを認めているなどと主張する（1審原告ら控訴審第37準備書面4～5頁）。

イ また、1審原告らは、人格権侵害の具体的危険性が生じている根拠として、北朝鮮が最近、ミサイルの実験を繰り返し、これに対して、日本、米国、韓国等が警戒を強め、様々な方法で圧力をかけ、制止しようとしているが、北朝鮮はむしろ圧力がある度に反発してミサイルの発射を繰り返している、日本、米国、北朝鮮の間の緊張は新たな段階に入ったとされているなどと主張する（1審原告ら控訴審第37準備書面2～4頁）。

（2）1審被告の反論

ア 破壊措置命令の有無及び根拠条文の点について

そもそも政府は、破壊措置命令を発令したか否かを明らかにしていない（乙 277、「参議院外交防衛委員会（第百九十一回国会閉会后）会議録第一号」5頁）。すなわち、1審原告らが摘示する自衛隊法82条の3第1項の破

破壊措置命令とは、「弾道ミサイル等・・・が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき」に、防衛大臣が、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、「我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海・・・の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずる」ものであるところ、政府は、破壊措置命令の発令の有無等を明らかにしておらず、そもそも破壊措置命令が発令されているかどうか自体が客観的に明らかではない。したがって、破壊措置命令が常時発令されていることを前提とする1審原告らの主張はそもそも失当である。

この点を指摘した上で、以下では、仮に1審原告らが主張するように、自衛隊法82条の3第1項を根拠として破壊措置命令が発令されているとしても、下記イのほか、下記ウから力をも踏まえれば、本件発電所の運転を停止すべき程度に本件発電所へのミサイル攻撃の具体的危険が切迫しているとは到底いえないことを述べる。

イ 武力攻撃事態等の認定がされていないこと

上記第3で述べたとおり、日本の法制上、ミサイル攻撃に対しては、事態対処法及び国民保護法並びにこれらの関係法令に従って、国の主導の下、関係機関が連携協力して必要かつ適切な措置を講じることが予定されている。

ところで、事態対処法は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）に至ったと認められる場合、政府は対処基本方針を定めて公示・周知し、同方針においてこれらの事態に至った旨の認定を明示するものとされている（同法2条2号及び3号、9条1項、6項及び8項）。そして、これらの事態の認定は、国際情勢、相手方の意図、軍事的行動などを総合的に勘案して判断するものとされている（乙278、「平成17年版 日本の防衛 防衛白書」151頁）。しかるところ、政府は、少なくとも現時点において、武

力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）に至ったとは認定していない。

これに対し、1審原告らが指摘する自衛隊法82条の3第1項に基づく破壊措置命令は、弾道ミサイルが飛来するおそれがある場合又は現に飛来した場合であっても、その意図や目的が特定できない場合など、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）であると判断できない場合もあり得ることから、武力攻撃事態等が認定されていない場合においても、弾道ミサイルが飛来し、日本に着弾すれば国民の生命と財産に被害が生じる可能性があるという事柄さえあれば、防衛大臣が弾道ミサイル等の破壊措置をとるべき旨を命ずることができるというものとされている（乙278, 151頁, 乙279, 「平成29年版 日本の防衛 防衛白書」515頁）。

以上の点からも明らかなおり、仮に破壊措置命令が発せられているとしても、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）が認定されていない現状において、政府は、北朝鮮が日本を標的とした武力攻撃をする明白な危険が切迫している事態（武力攻撃事態）に至ったと判断していないことはもとより、事態が緊迫し、北朝鮮による武力攻撃が予測される事態（武力攻撃予測事態）に至ったとも判断していない。

ウ 北朝鮮の発表内容

近年、北朝鮮がミサイルの発射を繰り返しており、日本を含む周辺各国が警戒を強めていること自体は事実である。しかし、これらのミサイルの発射は、1審原告らも「実験」と述べているように（1審原告ら控訴審第37準備書面2頁）、いずれも具体的に日本の領土を標的とした攻撃と認められるようなものではなく、実際に北朝鮮からのミサイル攻撃が日本の領土に及び、被害が発生した事実もない。

また、北朝鮮においても、ミサイル発射実験にあたり、本件発電所を標的

としていると述べたことは一切なく、「周辺国家の安全を考慮して」高角発射したと発表するなど、日本を含む周辺国へ被害が生じないように配慮していることも窺えるのである（乙 279, 90 頁脚注 41 等）。このような事実は、北朝鮮が本件発電所を標的としたミサイル攻撃を行う切迫した危険があるとはいえないことを指し示す重要な事実である。

エ 北朝鮮が、他国又は他の施設を標的とする可能性

(ア) 一連の報道によると、現在、北朝鮮との対立関係が問題になっている直接の相手国は米国であるとみられる。例えば、平成 29 年 7 月 5 日付の日本経済新聞 1 面は、北朝鮮が大陸間弾道ミサイル（ICBM）「火星 14」の発射実験を行ったのは、「米本土を射程に収めるミサイル技術を誇示することで米国の敵視政策の撤回と、直接交渉による金正恩（キム・ジョンウン）体制の保証取り付けを狙ったものだ」と報じている（甲 544 の 1, 冒頭部分）。このように、近年の北朝鮮によるミサイルの発射は、米国との関係を念頭に置いているという見方が一般的である。

そして、北朝鮮によるミサイル発射問題については、関係各国による外交努力が鋭意続けられているところであるが、仮に、北朝鮮が武力攻撃に踏み切ることを想定したとしても、上記のような見方を前提とすれば、北朝鮮が米国を直接攻撃することが想定され得るし、また、朝鮮戦争の休戦状態が継続し、現在もなお軍事境界線を挟んで対峙する韓国を攻撃することも想定され得るのである。また、攻撃手段も様々なものが想定され得るのであって、当然にミサイル攻撃という手段が選択されるものでもない。

したがって、仮に北朝鮮が武力攻撃に踏み切る事態を想定したとしても、その標的が当然に日本となるとは限らないし、かつその攻撃手段がミサイルであるとも限らないのである。

(イ) また、仮に、北朝鮮が日本を対象とした武力攻撃に踏み切り、かつ攻撃

手段としてミサイルを選定したことを想定したとしても、標的となりうる施設等としては様々なものが想定され得るのであり、当然に原子力発電所が標的とされるともいえない。

(ウ) 以上を踏まえると、仮に、北朝鮮が武力攻撃に踏み切る事態を想定したとしても、そもそも直ちに日本の領土を攻撃対象とするかが不明であるし、日本の領土を攻撃対象にすると仮定しても、その標的としては様々なものが想定され得るのであって、他ならぬ本件発電所が北朝鮮によるミサイル攻撃の対象となる蓋然性が高いとはいえない。

オ 外交努力等

1 審原告らも言及しているように、北朝鮮によるミサイル発射問題について、日本、米国、韓国、中国等の関係各国によって解決に向けた外交努力が鋭意続けられていることは公知の事実である。

また、「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）」（乙 280）56 条 1 項は、戦時においても、「・・・原子力発電所は・・・軍事目標である場合であっても・・・攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない」と定め（乙 280, 68 頁）、日本及び北朝鮮は上記条約に加入している（乙 281, 「ジュネーヴ諸条約等（締約国一覧）」3/6 頁）。

カ 防衛体制

(ア) 同盟関係にある日本と米国は、平成 27 年 4 月、新たな「日米防衛協力のための指針」（乙 282）を取り決めており、日本を対象としたミサイル攻撃を含む武力攻撃に対しては、同盟関係にある日米両国の緊密な連携によって防衛することが予定されている（乙 282, 9 頁等）。

(イ) このような連携の下、日本は、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を自動警戒管制システム(JADGE)により連携させて効果的に行う、多層防衛を基本とした弾道ミサイル防衛の整備を着実に進めている。多層防衛を基本としたミサイル防衛体制は、今後さらに充実する予定であり、例えば、BMD(弾道ミサイル防衛)に対応可能な護衛艦(イージス艦)は、既存護衛艦の改修によるものも含め、平成32年度までに4隻から8隻に増加する予定である。

また、米国も、その保有するミサイル防衛システムの一部を日本に段階的に配備している。

さらに、日本と米国は、訓練等による対処能力の維持・向上、検証等も積極的に行っており、例えば、平成22年以降、弾道ミサイル対処のシミュレーションを行うBMD特別訓練を共同実施しているほか、平成28年以降は、両国に韓国を加えて弾道ミサイル情報共有訓練を実施するなどして、連携強化を図ってきている。

(乙279, 347~351頁)

(ウ) 以上のように、日米連携の下で、弾道ミサイル防衛の整備が着実に進められており、このことが北朝鮮に対する牽制にもなっていると考えられる。

キ 小括

以上の事情を併せ考慮すると、少なくとも現時点において、本件発電所の運転を停止すべき程度に本件発電所へのミサイル攻撃の具体的かつ現実的な危険が切迫しているとはいえない。すなわち、(i)北朝鮮が本件発電所をミサイル攻撃の対象として選定し、(ii)このミサイル攻撃を実行に移す具体的かつ現実的な危険が切迫しているとは到底いえない。

第5 まとめ

以上述べたとおり、仮に北朝鮮からミサイル攻撃を受ける危険が切迫するに至った場合、事態対処法及び国民保護法の枠組みにより、国の主導の下、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が連携協力して、必要かつ適切な措置を講じる制度枠組みが整備されている。しかし、現状は、このような枠組みによる対処を行うべき段階にはおよそ至っておらず、1審原告らの人格権が侵害される具体的危険があるとは考えられない。

なお、1審原告らは、上記(i)(ii)の蓋然性が存在することを所与の前提として、北朝鮮のミサイルが日本の防衛体制を突破して本件発電所に飛来し、全電源喪失が発生する、原子炉格納容器が破壊される、原子炉圧力容器が破壊されるなどの主張を展開するが、かかる主張は、仮定の上に仮定を重ねた観念的・抽象的な議論に過ぎず、1審原告らの人格権が侵害される具体的危険性を指し示すものではない。

以上の次第であるから、本件発電所の運転（本件発電所の運転を停止しないこと）に伴って1審原告らの人格権が侵害される具体的危険があるとの1審原告らの主張には理由がない。

第6 結語

以上のとおり、1審原告ら控訴審第36準備書面及び同37準備書面における1審原告らの主張はいずれも理由がない。

以上